

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号）
 （第六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>附則 第四条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定介護老人福祉施設であつてユニット型指定介護老人福祉施設又は一部ユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。</p> <p>2・3（略）</p> | <p>附則 第四条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定介護老人福祉施設であつて小規模生活単位型指定介護老人福祉施設又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。</p> <p>2・3（略）</p> |

○ 特別介護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）
 （第七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 ユニット型特別介護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第三十二条―第四十二条） 第四章 一部ユニット型特別介護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第四十三条―第五十三条）</p> <p>第三章 ユニット型特別介護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>（この章の趣旨） 第三十二条 前章（第十二条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別介護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別介護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>（基本方針） 第三十三条 ユニット型特別介護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画</p> | <p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 小規模生活単位型特別介護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第三十二条―第四十二条） 第四章 一部小規模生活単位型特別介護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第四十三条―第五十三条）</p> <p>第三章 小規模生活単位型特別介護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>（この章の趣旨） 第三十二条 前章（第十二条を除く。）の規定にかかわらず、小規模生活単位型特別介護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別介護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>（基本方針） 第三十三条 小規模生活単位型特別介護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する</p> |

に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならぬ。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(運営規程)

第三十四条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇八 (略)

(設備の基準)

第三十五条 ユニット型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第二十九条の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型特別養護老人ホームの建物は、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

2 ユニット型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号(第一号を除く。)に掲げる設備の一部を設けないことができる。

る計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならぬ。

2 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(運営規程)

第三十四条 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇八 (略)

(設備の基準)

第三十五条 小規模生活単位型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第二十九条の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない特別養護老人ホームの建物は、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

2 小規模生活単位型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該小規模生活単位型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号(第一号を除く。)に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一〇八 (略)

3 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

(1) (3) (略)

(4) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(5) (9) (略)

ロ (2) (略)

二 (4) (略)

四 (略)

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一〇五 (略)

(サービスの取扱方針)

第三十六条 (略)

二 (4) (略)

5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たつて、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

一〇八 (略)

3 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

(1) (3) (略)

(4) 一の居室の床面積は、十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(5) (9) (略)

ロ (2) (略)

二 (4) (略)

四 (略)

5 前各項に規定するもののほか、小規模生活単位型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一〇五 (略)

(サービスの取扱方針)

第三十六条 (略)

二 (4) (略)

5 小規模生活単位型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たつて、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第三十七条 (略)

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適

ならない。

6 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第三十七条 (略)

2 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行

切に支援しなければならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第三十八条

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第三十九条

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって

為を適切に支援しなければならない。

7 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該小規模生活単位型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第三十八条

2 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第三十九条

2 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代

- 行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
 - 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第四十条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 (略)

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十一条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第四十二条 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条

- わって行わなければならない。
- 3 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
 - 4 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第四十条 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 (略)

- 3 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、当該小規模生活単位型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十一条 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第四十二条 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十六条から第三十一条までの規定は、小規模生活単位型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第

第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第二項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第三十二条の二から第三十一条まで」とあるのは「第三十四条及び第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条まで」と読み替えるものとする。

第四章 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第四十三条 第二章(第十二条を除く。)の規定にかかわらず、一部ユニット型特別養護老人ホーム(施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第四十四条 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあっては第三十三条に、それ以外の部分にあっては第二条に定めるところによる。

(運営規程)

第四章 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第四十三条 第二章(第十二条を除く。)の規定にかかわらず、一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム(施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第四十四条 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあっては第三十三条に、それ以外の部分にあっては第二条に定めるところによる。

(運営規程)

第四十五条 一部ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇九 (略)

(設備の基準)

第四十六条 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあつては第三十五条に、それ以外の部分にあつては第十一条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(サービスの取扱方針)

第四十七条 一部ユニット型特別養護老人ホームのサービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第三十六条に、それ以外の部分にあつては第十五条に定めるところによる。

(介護)

第四十八条 一部ユニット型特別養護老人ホームの介護は、ユニット部分にあつては第三十七条に、それ以外の部分にあつては第十条に定めるところによる。

(食事)

第四十九条 一部ユニット型特別養護老人ホームの食事は、ユニット部分にあつては第三十八条に、それ以外の部分にあつては第十条に定めるところによる。

第四十五条 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇九 (略)

(設備の基準)

第四十六条 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあつては第三十五条に、それ以外の部分にあつては第十一条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(サービスの取扱方針)

第四十七条 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームのサービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第三十六条に、それ以外の部分にあつては第十五条に定めるところによる。

(介護)

第四十八条 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの介護は、ユニット部分にあつては第三十七条に、それ以外の部分にあつては第十条に定めるところによる。

(食事)

第四十九条 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの食事は、ユニット部分にあつては第三十八条に、それ以外の部分にあつては第十条に定めるところによる。

(社会生活上の便宜の提供等)

第五十条 一部ユニット型特別養護老人ホームの社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第三十九条に、それ以外の部分にあつては第十九条に定めるところによる。

(勤務体制の確保等)

第五十一条 一部ユニット型特別養護老人ホームの勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十条に、それ以外の部分にあつては第二十四条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第五十二条 一部ユニット型特別養護老人ホームの定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四十一条に、それ以外の部分にあつては第二十五条に定めるところによる。

(準用)

第五十三条 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第十五条第五項及び第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第三十一条第二項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは「第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十四条、第二十五条、第二十六条から第四十一条まで及び第四十五条並びに第五十三条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び

(社会生活上の便宜の提供等)

第五十条 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第三十九条に、それ以外の部分にあつては第十九条に定めるところによる。

(勤務体制の確保等)

第五十一条 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十条に、それ以外の部分にあつては第二十四条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第五十二条 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四十一条に、それ以外の部分にあつては第二十五条に定めるところによる。

(準用)

第五十三条 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十六条から第三十一条までの規定は、一部小規模生活単位型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第十五条第五項及び第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第二十九条第二項(第四十二条において準用する場合を含む。）」と、同項第五号中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項(第四十二条において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで並びに第三十四条、第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八

第二十六条から第三十一条まで」と読み替えるものとする。

条、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条から第三十一条まで」と読み替えるものとする。

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第一百七号）
（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>附 則 （経過措置） 第三条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、特別養護老人ホームであつてユニット型特別養護老人ホーム又は一部ユニット型特別養護老人ホームでないものとみなす。 2・3 （略）</p> | <p>附 則 （経過措置） 第三条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、特別養護老人ホームであつて小規模生活単位型特別養護老人ホーム又は一部小規模生活単位型特別養護老人ホームでないものとみなす。 2・3 （略）</p> |

○ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号）
 （第九条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の特例）
 第二条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内において、その設置しようとする者が、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下この条において「最低基準」という。）第三章に規定するユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準を満たす特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）として設置しようとしている施設について、次の各号の要件を満たしていることを認めて法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る当該施設（以下この条において「サテライト型居住施設」という。）については、最低基準第四十二条において準用する最低基準第十条の規定は適用せず、最低基準第十二条第五項及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下この条において「指定基準」という。（第二条第六項中「看護職員」とあるのは、「介護職員又は看護職員」と読み替えるものとする。）
 一〜四（略）
 五 当該施設の設定に伴い、本体施設の入所定員を減少させることにより、当該本体施設を改修し、その全部又は一部について、最低基準第三章に規定するユニット型特別養護老人ホーム又は最低基準第四章に規定する一部ユニット型特別養護老人ホーム

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の特例）
 第二条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内において、その設置しようとする者が、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下この条において「最低基準」という。）第三章に規定する小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準を満たす特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）として設置しようとしている施設について、次の各号の要件を満たしていることを認めて法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る当該施設（以下この条において「サテライト型居住施設」という。）については、最低基準第四十二条において準用する最低基準第十条の規定は適用せず、最低基準第十二条第五項及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下この条において「指定基準」という。）（第二条第六項中「看護職員」とあるのは、「介護職員又は看護職員」と読み替えるものとする。）
 一〜四（略）
 五 当該施設の設定に伴い、本体施設の入所定員を減少させることにより、当該本体施設を改修し、その全部又は一部について、最低基準第三章に規定する小規模生活単位型特別養護老人ホーム又は最低基準第四章に規定する一部小規模生活単位型特別

△の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を満たすこととなることが予定されていること。
 258（略）

養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準を満たすこととなることが予定されていること。
 258（略）

別表第一（第一条関係）

別表第一（第一条関係）

| | |
|--|---|
| 施設又は事業所 | 規 定 |
| (略) | (略) |
| 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百二十一條第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所、第百四十條の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所又は第百四十條の十六に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所 | それぞれ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百二十四條第一項、第百四十條の四第一項又は第百四十條の十六（建物の構造に係る部分に限る。） |

| | |
|--|---|
| 施設又は事業所 | 規 定 |
| (略) | (略) |
| 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百二十一條第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所、第百四十條の四第一項に規定する小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所又は第百四十條の十六に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所 | それぞれ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百二十四條第一項、第百四十條の四第一項又は第百四十條の十六（建物の構造に係る部分に限る。） |